

外国人留学生の方へ

出願資格

以下の条件をすべて満たしている者

①	日本国以外の国籍を有する者で、私費または国費による修学が可能なる者。(日本国永住許可を得ている者や日本国籍を有する二重国籍者は出願不可)
②	2021年4月1日までに、満18歳に達する者。
③	次のいずれかに該当する者 (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了(卒業)した者および2021年3月31日までに修了(卒業)見込みの者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (2) スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を授与された者 (3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格証書授与された者 (4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格証書を授与された者 (5) 上記と同等以上の学力があると認められる当該国の検定試験に合格した者
④	出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格(「留学」)を取得または更新できる者
⑤	次のいずれかの基準を満たしている者 ※試験結果は、2018年4月以降に受験し、出願時までに取得したものを有効とします。 (1) 出願時に日本語能力試験(JLPT)の「N1」または「N2」に合格している者 (2) 出願時に日本留学試験(EJU) [科目:日本語]において、「聴解・聴読解120点以上」かつ「読解120点以上」の得点を取得している者 (3) 日本語テスト(J-CAT)において、250点以上を取得している者 (4) 日本大学連合学力試験Home Edition(JPUE_HE) [試験科目:日本語]において、N2相当以上を取得している者 (5) 実用日本語検定(J.TEST)において、Cレベル600点以上を取得している者 (6) 日本語「NAT-TEST」において、「1級」または「2級」を取得している者 (7) 上記(1)～(6)に示した試験のスコアと同等の日本語力を有することを証明できる者

※日本に在留していない場合:入学時に本学入学に支障のない在留資格を取得することができない場合は、入学許可を取り消します。

提出書類(すべての入試のエントリー時)

※エントリーのない入試では、出願の3週間前までに提出してください。

- ・日本に在留している場合:☆
- ・日本に在留していない場合:★

	書類名	備考
①	大学入学志望理由書	本学所定の様式を出力のうえ記入してください。
②	出身学校の卒業(見込)証明書 ※原本に限る(コピー不可)	
③	出身学校の成績証明書 ・証明書の原本を提出してください。(コピー不可) ・日本語または英語表記のものに限ります。日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、大使館などの公的機関で証明した日本語訳または英語訳を原本と一緒に提出してください。なお、日本語学校に在籍中の方は、日本語学校による証明も可とします。	【高等学校を卒業しておらず、外国において大学入学資格検定に合格している場合】 ・大学入学検定試験に合格している方は、合格証明書と成績証明書を提出してください。 ・高等学校を中途退学の場合、高等学校在籍時の成績証明書も併せて提出してください。 【自国の正規の教育制度により、初等/中等教育を受けた期間が12年に満たない場合】 ・学校の卒業証明書と成績証明書に加えて、文部科学大臣の指定した準備教育課程の修了(見込)証明書と成績証明書を提出してください。
④	在留資格を証明する書類 ・☆:在留カードのコピー(両面)、パスポートのコピー ・★:パスポートのコピー	※在留カードは、裏面に記載がなくてもコピーを取ってください。記載がないことを確認します。 ※パスポートの身分事項(氏名、顔写真、生年月日、国籍、パスポートの有効期限等)が記載されているページをコピーしてください。 ※A4サイズ用紙にコピーしてください。
⑤	日本語能力レベルを証明する書類 以下より、いずれかひとつを提出してください。 ・日本語能力試験…「認定結果および成績に関する証明書」の原本 または「合否結果通知書」のコピー または「日本語能力認定書」のコピー ・日本留学試験(EJU)…「成績に関する証明書」の原本 または「成績通知書」のコピー ※上記のほか、出願資格⑤に該当する試験のスコアを証明できる「成績表」等の原本	※日本留学試験の「成績に関する証明書」や、日本語能力試験の「認定結果および成績に関する証明書」等は発行に時間がかかるため、出願時に間に合うよう余裕をもって発行手続きをとってください。
⑥	留学費用支払いに関する証明書(経費支弁書) 経費支弁者が自筆で記入し、署名してください。記入は、経費支弁者の母国語で構いません。	原本は本学Webサイトのインターネット出願サイト内にあります。所定の様式を出力のうえ記入してください。
⑦	☆日本語学校の在籍証明書	

※提出されたエントリー書類等は返却しません。

※エントリー書類の内容を確認するために、第三者(大使館、出身学校、日本語学校など)に照会することがあります。

在留資格「留学」の取得について

- ・日本に在留している場合：☆
- ・日本に在留していない場合：★

☆	<p>入学までに在留期限が切れる方は、入学手続とあわせて、在留期間の更新が必要です。 在留資格の更新は、更新が切れる3ヶ月前から可能です。 入学前に速やかに更新手続を行ってください。 在留資格の更新の書類で、所属機関として本学の書類が必要な場合は、入学手続の完了確認後に対応します。 希望される方は、入学手続締切日にかかわらず、合格確認後、速やかに入学手続を完了してください。</p>
★	<p>外国籍で日本に居住していない(在留資格を持っていない)方は、入学手続とあわせて、在留資格の取得が必要です。 「留学」の在留資格申請のためには、まず代理人(名古屋芸術大学)が、日本国内の法務省出入国在留管理庁(入国管理局)に「在留資格認定証明書(COE)」の交付申請を行う必要があります。詳細については、合格者へ送付するご案内文書で確認してください。 在留資格の申請に必要な資料の作成は、入学手続の完了確認後に対応します。 希望される方は、入学手続締切日にかかわらず、合格確認後、速やかに入学手続を完了してください。</p>